

【2023/3/16 第5回下水道料金等審議会 議事録】

※公開する場合は、発言者肩書のみ記載（個人名削除）

1 開会（13：30）

事務局により進行。

- ・出席委員 9人（うち1人オンライン出席）、欠席委員 0人
→「島田市下水道使用料金等審議会条例の第6条第2項 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない」という規定に従い、本日の審議会の成立を報告。

2 議 題

会長が議長となり、審議開始。

事務局による配布資料確認と議題説明

（事務局）

- ・資料①「各パターン 料金シミュレーション 比較」
第4回審議会でいただいた御意見を反映し、パターン3を上回る3つの料金案を追加し、前回却下となったパターン2を除外したもの。
今回は、パターン2・3・4・5の4つのパターンで審議をお願いしたい。
- ・資料②「水道料金 比較表」
本年4月の改定後の水道料金との比較のため、右端に参考として記載。
- ・資料③「逡増制、または累進制」説明書

議題1 「下水道使用料改定(1)について」

（事務局 「第4回審議会意見に対する説明」）

- ・処理場の運営費について「コストを下げるべきでないか」、「接続率を上げる努力をし、使用料を増やすべきでないか」という意見があった。そこで、近隣市町2施設の下水道課を訪問し、コスト削減について情報交換を行った。
- ・ある自治体からは、浄化センター施設の主要な機器である攪拌機のオーバーホール（分解、清掃）を「メーカーに依頼していたが、地元企業でもできる」という情報を得た。調査により地元近隣業者に依頼し、その結果安価に抑えることができたとのこと。
- ・今後も、コスト縮減のため各自治体の取組の調査をし、包括委託料を含め、効果があると思われることは取り組んでいきたい。
- ・昭和の時代から公共下水道工事に着手した自治体での接続率は高い。しかし、島田市は平成7年に供用開始をした比較的新しい施設であるため、接続率が低い。
- ・接続率が上げれば使用料収入も増え、下水道の事業運営にはプラスになる。今後は、未接続の事業所を中心に接続の依頼を個々にしていきたい。

（事務局 「下水道使用料改定（案）の説明」）

資料①

- ・第4回審議会で、「電気代など物価が上昇する中、パターン③で大丈夫なのか？」という

意見があった。

- ・総務省は、「最低限行うべき経営努力」として、下水道の使用料を1㎡あたり150円以上にしよう指導している。
- ・国土交通省も、「交付金で管渠整備費をする場合、150円を一つの指標として捉える」傾向にある。今後、国の交付金が減少するようなことがあれば、管渠整備計画がさらに遅くなることを懸念している。

以上の理由から、事務局では、黄色で網掛けしたパターン5を考えている。

パターン4は、パターン3と5の間である。一番右側のパターン6は、1㎡あたり150円にした場合を参考に示した。

資料②

- ・一番右側にある青色の部分が、本市の水道料金（令和5年4月改定）。
- ・比較すると、下水道使用料と水道料金が使用量に応じ、ほぼ同等の金額であることが、わかっていただけと思う。

資料③

- ・全国の殆どの自治体上下水道料金や電気代は、逦増制（累進制）を適用し、多く使用する場合の使用料を大口使用者（企業など）に負担をしてもらい、一般家庭の使用料を安くする制度を適用している。

意見・質疑応答

Q1 150円の指導の根拠は？

（委員）

パターン3 前回出てきた案。「基準外操出金をゼロにする」という財政計画に則った内容。

それに対して、委員からの意見である、今後の拡張を踏まえたパターン5を新しく提示してきた、とのこと。基本料金についてはプラス150円、従量に関してはほぼ同じということになる。

（委員）

前々から、「150円」の指導があったということか。それで、我々は140円云々の議論をしていたのか。

（事務局）

そのとおりである。

（委員）

150円というのは、2014年の総務省からの通知の中に出てきている内容。下水道事業は独立採算を基本としている、と。要するに、可能な限り使用料によって汚水処理費用を回

収していく、ということが基本だが、汚水資本費とか、利子の支払いとか、減価償却費とか、そういったものが非常に高額になってきて、それを完全に回収しようと思えば非常に高い使用料を設定しなくてはいけない。そういったことは負担が大きいということで、「算定する時には対象経費を下げる」という意味で交付金によって引き下げよう、ということが考えられた。その時の基準が150円、2カ月で3,000円に値上げしていくのがよい、という考え方である。

(委員)

150円の意味は理解した。企業会計に移行した後、最初から150円というのは考えなかったのか？

(事務局)

第4回審議会委員から意見があったとおり、昨今の電気代高騰や物価高の影響があり、補正予算で対応した。電気代だけでいうと、昨年度より800万円以上増えている。

前回示したパターン3とパターン5を比較すると、収入が850万円ぐらい増えるため、電気代の増減ぐらいは補えるのでは。実際には薬品代なども増えている。そういったことや国の指導もあって、150円にできれば、今後の国土交通省の管渠整備費の交付などについても安心できるのでは、ということで、新たに150円(パターン5)でお願いしたい、ということである。

Q2 合併浄化槽利用者との比較はどうか？

(委員)

今後の管渠整備にとって国の支援が無くなるとネックになる。

前回の資料にある浄化槽の維持費と値上げになった下水道料金を比較した場合はどうか。均衡しているのか、下水道に変えた場合の方がまだ安いのか。浄化槽を使用する市民と比較した場合でも許容範囲なのではないか。

(委員)

合併浄化槽のランニングコストと比較して場合とパターン5は、恐らく同じぐらいではないかという御意見か。この点はどうか。

(事務局)

第4回審議会資料の17ページ「合併浄化槽との比較」で、5人槽の維持管理費が年間88,753円。公共下水道を月30㎡使うと換算して、月46,830円ぐらい。一般家庭の負担としては、合併浄化槽の方が倍ぐらいかかっていることから、公共下水道の方が安い。

Q3 収支計画はどうなるのか？

(委員)

パターン5の収支計画はどうなっているのか？

(事務局)

収支計画、つまり経営戦略は令和2年度に作成している。その時には「基準外繰入金を無くす」という目標で作成した。次の改定は令和6年度以降に行う予定。

現状との比較では、資料1によると、E欄の値「174,680,920円」の収入を見込んでいる。増額「27,316,731円」のシミュレーションは立てている。

(委員)

パターン5になった時の財政計画は、私も見てみたいと思う。しかし改定の時間が無いということで理解したいと思う。

(事務局)

補足すると、パターン3は、操出基準外を止めることができる水準の設定だった。そこから増額の改定案を出させていただいて、年間で900万円余りの増収になるということである。経営シミュレーションは、これまでの費用対費用の実績で値上げをした数字で見ていたので、昨今の状況で置き換えると、恐らく総額分がそこで食われてしまう数字になるか、と思う。

このシミュレーションの結果というものが、経費側の数字を見直してもほぼ変わらないのではないか？というのが、今のところの見立てである。

Q4 経費回収率はどうなるのか？

(委員)

収入が2700万円ぐらい増えるという話だが、経費回収率はどうなるのか？経費は変わらないとして、収入は増えるのではあれば上がるだろうが。何%ぐらいになるのか。

(須藤課長)

数%ぐらいしか上がらない。

(委員)

つまり、まだ収入は足りないということか。

(事務局)

前回審議会でもいただいた御意見のとおり、処理場委託費が高い、接続率が低いなど。その辺りを努力して、未接続の企業に接続してもらえればかなり潤うと思われる。調べればわかるので、訪問するなど。「下水道の方が安いので、一度接続すれば何年かで元が取れる。是非公共下水に繋げてください」という努力はしていきたい。

(委員)

その辺は徹底的にやっていただきたい。収入が足りないのだから。そういう努力はしてもらわなければいけないし、何か特別な補助金は無いのか？不公平にはなるが。

(事務局)

一般家庭に関しては、合併浄化槽の補助を貰わずに設置してしまった場合は 20 万円という補助金があるが、企業に関しては無い。

(委員)

ならば、一度に経費回収率が上がることはないだろうが、90%ぐらいに上げる方向へもっていかないといけない。そうでないと、この話は続き、30%という経費回収率が他の市町と全然違うとなると、また値上げするという問題になっていくだろう。その辺は徹底的にやっていただきたいと思う。

(委員)

大きな企業でも水道使用量で計算をしているとのこと。地下水を使っている場合は。

(事務局)

地下水の場合、流す水量の計算書を概算で提出してもらっている。

(委員)

地下水を使う一般家庭はどうか？

(事務局)

計算書を提出してもらっている。

(委員)

下水道整備区域内の家庭は、選択の余地なく下水道に接続しなければならない、ですよ。接続をしていない家庭の割合が高い。それは認められないことなので、接続率を高くする努力はしてもらいたい。

また、前回の審議会で 10 m³に満たない家屋の場合はあまり手を付けていなかったが、パターン5では平等にそれなりに上がっていること、また、総務省指導の下限に達することで、今後の管渠整備に繋がる補助金も得られるだろう。

そのように考えると、十分努力してきたという感じはした。

Q 5 見直し計画の比較は

(委員)

前回の資料「報告書」の 15 ページにある財政見込について、たとえばパターン5にしても費用を考えると、見直し計画はそれ程変わらないということでしょうか？

(事務局)

15 ページの「使用料収入」が、今回審議いただいている使用料収入になる。これが増えていくが、支出の「処理場費」が浄化センターを維持管理していく必要経費である。ここに光熱水費が入ってくるが、ここが同じように上がってくると考えている。

(委員)

最終的には、パターン5にしても、前回の資料と変わらない結果になるということでしょうか。

(事務局)

そのように考えている。

(委員)

15 ページの財政計画に関連してだが、ここに「減価償却費」と「支払利息」が「収益的支出」のところにある。「汚水資本費」が高額な企業に対して、補助金が基準内で出ますよね？基準内の繰入金として。

それを計算した中での金額なのか？あるいは 150 円に上げることによって、ここの基準内繰入れをもっと増やすことができるのか？公的費用ですよ。つまり、他会計負担金が収益的収入で増えるのか？それを計算した後の計画であるか？

(事務局)

使用料を上げると、基準内繰入金自体が上がるかどうか？ということか？

(委員)

汚水資本費が高額な事業体に対して基準内繰入れで支給できるという公的基準があったと思うが。

(事務局)

繰出基準の中にその項目はあるが、島田市は要件を満たしていないため、貰っていない項目である。今回料金を上げることによって、それが該当するかどうかは、資料が手元に無いのでこの場で回答できない。

(委員)

料金が 150 円で供用開始 30 年未満であれば適用できる、というように理解していたが。そうであれば、ここがもう少し増えるのでは？と。すると汚水処理費が汚水処理費マイナス公的按分で、ぐっと小さくなって、そして使用料が上がれば経費回収率が上がるのでは、というふうに考えたのだが。

回答は、今日ではなく後日でよい。

(事務局)

交付税制度の中で、今おっしゃっていただいたものが財政措置されることは承知している。現状、その項目は我々の会計は措置をいただいていない。可能性としては出てくる、ということになるので、細かい点を確認し報告させていただきたい。

(委員)

それによって経費回収率が上がるのであれば、見た目はよくなるのではないか。その辺が、150円ないと出ない、と他の自治体から聞いたりする。

では、このパターン5を我々審議会として了承するかどうか。決を採りたいと思うが、他に御意見、御質問はありますか。

(意見・質問無し)

(委員)

では、御意見、御質問が無いようですので、パターン5を了承するという事で、よろしくお願ひしたい。

議題2 「答申書(案)について」

(事務局)

では、答申書(案)を読み上げます。

(別紙「答申書(案)」が委員に配布され、読み上げられた)

(読み上げの際、2点修正が行われた)

P2 「10 m³毎→10 m³ごと」

「今回の使用料定にあたっては→今回の使用料改定にあたっては」

(事務局)

以上、御説明申し上げました。なお、この議案については、時間の関係上、本日は質疑にとどめ、審議については書面により行い、その結果については会長と事務局に御一任よろしくお願ひします。

(委員)

2点の修正箇所を併せ、御意見・御質問はありますか。

私から質問しますが、1ページの「本市の普及率は全人口の1割程度」で十分意味が通じるが、他の箇所は全て「%」で表現されているので、ここも現在のきちんとした「%」による数字に入れてはどうか。

(事務局)

そのように変更させてもらう。

(委員)

委員名簿について、私は現在、書かれている役職をやっていないので訂正していただきたいが。

(委員)

これは、上の方に「委嘱当時の役署名」と書いてありますので。

(委員)

では、これで御異議がございませんようですので、まだこれから書面で、いろいろ御意見御質問があるようでしたら事務局の方をお願いいたします。

そして、ここで出た意見と書面で送られてきた意見を基にして、私と事務局とで答申の最終案を作成して、書面決議にて確立をするという段取りを採りたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議無し)

(委員)

それでは、書面決議について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

ありがとうございます。

御意見等については、こちらから皆様に回答の書式を送りますので、3月27日(月)までにファックスで御提出をお願いします。後日お届けしますのでお願いします。

(委員)

それでは、これを持ちまして本日の議題を終了いたします。何か言い残したようなことはございますか。

(委員)

答申(案)について、内容については変更がなければ…(聴き取り不能)。

(委員)

恐らく、最終的な答申(案)が、皆様のところへ書面決議の形で行くと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の議題が終わりましたので、終了いたします。御協力ありがとうございました。

3 閉 会

(事務局)

お忙しい中、長時間にわたり、また計5回にわたるご審議していただき、皆さまありがとうございました。

では、委員、恐れ入りますがひとこと御挨拶をよろしいでしょうか？

(委員)

皆様、お疲れ様でございました。5回の審議会の中で、本当に委員の皆様からたくさんの御意見を承りました。お陰で活発な議論ができたと思います。そして適切な使用料改定案がまとまったのではないかと、思っております。

島田市の下水道事業がいつまでも持続可能であって、私たち市民が衛生的で快適な生活環境を維持できるように、と思っております。これは、皆様おひとりおひとりの願いと多分同じであろうと思っております。

答申書の最終案はまだできておりませんので、そこまでの道のりはありますが、皆様と共に参りたいと思っております。どうぞ御協力をお願いいたします。長いこと、どうもありがとうございました。

(一同拍手)

(事務局)

ありがとうございました。

では、事務局より、皆様にお礼を申し上げます。部長、よろしく願いいたします。

(事務局)

(原稿テキスト貼付け)

(事務局)

ありがとうございました。

(事務局事務連絡)

では、1年半にわたる審議、どうもありがとうございました。これもちまして散会いたします。ありがとうございました。

開会 (14 : 40)